

青梅市教育委員会いじめ問題対策委員会会議録

日時：令和３年１２月２１日（火）午後２時００分

場所：青梅市役所３階議会棟大会議室

１ あいさつ

２ 委員長あいさつ

３ 報告事項

（１） 青梅市いじめの防止に関する条例の一部改正について

【説明】新旧対照表の左がこの度改定された内容である。８月２６日の際に、様々なご意見をいただいた。このような条例にした理由は、過去２年間にいじめの重大事態が発生したことを受けて、いじめ防止のための、また早期発見、早期解決、軽微ないじめを見逃さないということで、この条例を改正した次第である。学校は具体的には、通常、児童・生徒・保護者から相談があった場合には、相談を受けた先生は管理職へ報告し、またいじめ問題対策委員会等でも協議をすることとなる。そして、いじめとして認知できるもの、事実が確認できるものについては、いじめとして認知して対応し、教育委員会へも報告する。ただし一方で、学校が聞き取りなどをしてもしじめかどうか、すぐに対応できないような案件もある。そういったことはいじめの相談案件として教育委員会に報告するというのが、こちらの条例改正になる。教育委員会は、その後フローチャートだとか、書式等整理し、特に学校が混乱のないように、いじめの相談を受けた際の報告ができるようにしたいと考えている。今後１月以降校長会や生活指導主任委員会などで具体的な流れ、手順、書式等示していきたいと思っている。

【委員】この改定された２０条の一番のポイントは、やっぱり直ちに報告するという。これを具体的にどうするかということが、今後の取組になっていくと思う。私は３件関わってきたけれど、後になって繰り返し調査しているという状況が起こっている。この青梅市のマニュアルでは、いじめ対策委員会を作ることになっているが、３件とも対策委員会云々という話は出てきてないし、青梅市の３件の件についても、ここがやはり大事だということにつきる。

【委員】通報というと強い響きで、何か良くないことに感じ取りやすいが、そうじゃなくて、相談しやすいきっかけになればいい。学校だけで取組もうとするんじゃないくて、教育相談所とか教育委員会の力も借りて、よりよい対応を一緒に考えて行くっていうスタンスで捉えていただけたらと思う。

【委員】改定後の20条だが、直ちにという言葉が入った。直ちにいうのは我々の言葉でいうと即時性というが、即時性にかける部分がこれまでの我々の経験にあったのであれば、それを簡単に紹介いただかないと、条例改正の意味がつかめない。もうご存じの方もいられるかと思うが、その3件というのが、いずれもそれに欠ける点があったのか。それともそうも言えないのか。程度がわからないので、教えていただきたい。

【事務局】この3件のなかで、特に一件はなかなかいじめとして認知していなかった部分もあり、相談を受けても回答がうまくいかず子どもが長期欠席になっているということがあった。そのためにも、相談を受けたところで教育委員会としても把握して、一緒に考えてくいくということが大事ということの条例改正である。校長会等での説明の時に、具体的なことを示しながら、説明をしていきたい。

【委員】現場の先生に厳しい言い方を言うようだが、子どもの動き、子どもの言動というものに敏感になって欲しい。人権教育のなかに人権感覚という言葉があるが、いじめに対してもいじめに対する感覚、それを先生方に磨いてほしいと思う。いじめに対する感覚というのがあるのか分からないが、人権感覚に比していうならば、先生方の感性というものがあると思う。先生自身が感性を磨く必要がある。そのあたりも含めて校長会等でお伝えいただけたら、即時性が実行される一つの要因になると思うので、条例を定めただけに終わってほしくないと思っている。

(2) 調査部会の進捗状況について【非公開】

4 議事

(1) 重大事態について【非公開】

5 事務連絡